

添付法令資料 3 :

法人管理システムにおける有限責任会社へのアクセスブロッキング
及びブロッキングの解除に関する2022年12月13日付インドネシア共和国
法務人権大臣規則No. 29 (目次)
同年 12 月 19 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 アクセスブロッキング
 - 第 1 節 通則 (第 2 条及び第 3 条)
 - 第 2 節 資本パートナーシップ会社に対するアクセスブロッキング (第 4 条ないし第 7 条)
 - 第 3 節 個人会社に対するアクセスブロッキング (第 8 条及び第 9 条)
 - 第 4 節 アクセスブロッキング申請の承認及び拒絶 (第 10 条ないし第 12 条)
- 第 3 章 アクセスブロッキングの解除
 - 第 1 節 通則 (第 13 条及び第 14 条)
 - 第 2 節 資本パートナーシップ会社に対するアクセスブロッキングの解除 (第 15 条ないし第 18 条)
 - 第 3 節 個人会社に対するアクセスブロッキングの解除 (第 19 条及び第 20 条)
 - 第 4 節 一時的なアクセスブロッキングの解除 (第 21 条)
 - 第 5 節 承認及び拒絶 (第 22 条ないし第 24 条)
- 第 4 章 雑則 (第 25 条)
- 第 5 章 経過規定 (第 26 条)
- 第 6 章 終則 (第 27 条及び第 28 条)